

令和5年度 金久中学校部活動について

1 金久中学校部活動の目標

- (1) 活動を通して心身の健全な発育・発達を図るとともに、進んで規律を守り、互いに協力して責任を果たし、自発的・自治的活動のできる豊かな人間性を育てる。
- (2) 部活動に打ち込み、自己実現する喜びを味わうことで、健康な心の状態を理解し、前向きな考え方のできる人間を育てる。

2 部活動の種目・顧問・組織

本校の部活動は、本校職員と生徒会部員で構成し、次の「部・同好会」及び「組織」を置く。

(1) 部活動名

- ① 女子バレー ② 男子バスケットボール ③ 女子バスケットボール ④ サッカー ⑤ 野球
- ⑥ ソフトテニス ⑦ 柔道 ⑧ 陸上 ⑨ 卓球 ⑩ 水泳 ⑪ 吹奏楽 ⑫ 美術部
- ⑬ 園芸ボランティア同好会

(2) 組織

- ア 部活動運営委員会(部活動顧問会)・・・ 校長、教頭及び本校部活動顧問により構成する。
- イ 生徒会部活動委員会(主将会)・・・ 生徒会本部、保体部長、副部長及び各部活動主将により構成する。
- ウ 保護者会運営委員会(保護者会)・・・ 校長、教頭、部活動顧問及び部活動保護者会長により構成する。
- エ 外部指導コーチ・・・ 各部活動の顧問、及び保護者会で話し合いを持ち、外部指導者申請書を提出し、校長の承認を経て認められる。

3 活動について

(1) 部活動の計画

① 入部(休部・退部)の手続きについて

ア 下記の要領で入部届けを学級担任と部活動顧問に提出し、承諾を得る。

入部届けを記入し押印する → 学級担任 → 部活動顧問 → 顧問は名簿を作成し部活動係に

イ 休部・退部の場合は、学級担任及び部活動顧問に退部届けを提出し、承諾を得る。

退部届けを記入し押印する → 学級担任 → 部活動顧問

② 入部の基本的な考え方

1年生は、4月21日(金)までを仮入部期間とし(原則18:00までとし朝練習は参加させない)、4月24日(月)から正式入部とする。

(2) 練習時間について

① 部活動終了時刻

月	曜日	一般生徒下校時刻	部活動終了時刻	完全下校時刻
4月～8月	平日	16:40	18:30	18:45
9月～中間	平日		18:15	18:30
中間～10月	平日		18:00	18:15
11月～期末	平日		17:45	18:00
期末～学年末テスト終了まで	平日		17:30	17:45
学年末テスト終了～2月いっぱい	平日		17:45	18:00
3月	平日		18:00	18:15
休日・土曜授業・長期休業中			16:45	17:00

② 練習停止

ア 定期テスト開始前日から数えて、中間テストは5日前、期末・学年末テストは7日前から部活動停止期間とする。

イ 部活動顧問より中止があった場合。

③ 練習時間の延長

ア 練習時間を延長する場合は、事前に学校長(職員会)、保護者の承諾を得て、各期間の終了時刻より30分とする。期間は1週間とする。

イ 延長練習は、中体連や各種目協会主催の大会や県大会のシード権を決定する大会についてのみ延長を認める。

ウ テスト期間前後に大会がある場合は、事前に学校長(職員会)、保護者の承諾を得て1時間内の練習ができる。ただし、完全下校時刻を越えないものとする。

エ 朝練習を実施する部活動は、顧問のもと活動を行うこと。生徒だけの活動は認めない。なお、朝練を行う際は部活動顧問会で了承を得ること。

4 生徒部活動心得

金久中学校部活動部員は学業を本分とし、学業と部活動を両立させ、部員としての自覚を持ち、どんな場合でも生徒の模範となるべき行動をとること。

- (1) 礼儀正しく、挨拶のしっかりできる部員になるように心がけること。
- (2) 技を磨くのと同時に、心を磨く努力をすること。
- (3) 練習はお互いに励まし、助言し合い行うこと。
- (4) チームにおける仕事は、責任をもって果たすこと。
- (5) チームの一員であることを自覚し、無断で部活動を欠席したり、自分勝手な行動をとらないこと。
- (6) 用具を大切に扱い、破損しないように心がけること。
- (7) 練習場所の使用については、お互い譲り合いの精神を持って行う。
- (8) 更衣は指定された場所で行い、使用後のコート、体育館、グラウンドは後始末をしっかりと行うこと。
- (9) 部室・更衣室など、使用する場所は整理整頓を行い、施錠を確実にすること。
- (10) 部員間での金銭の貸し借りは絶対にしないこと。
- (11) 貴重品・不用品は部活動に持ってこないこと。
- (12) 登下校中は、一切買い食いをしないこと。
- (13) 休日については自転車の利用を認めるが、必ず自転車保険に加入し、加入証明書を顧問へ提出する。
- (14) 自転車は不備や改造が無いようにすること。
- (15) 昼食が必要な場合は弁当を原則とする。(顧問が指定する場所とする。)
- (16) 休日の登下校は、各部指定のユニフォームか学校指定ジャージを着用すること。
- (17) 一度入部したら軽率に退部しないで最後まで頑張り抜くこと。
- (18) 練習時間を厳守すること。

5 部活動顧問心得・申し合わせ事項

- (1) 部活動顧問は本校職員とする。全員顧問制とし、顧問同士で話し合い練習計画を立て、協力しながら運営を行う。部活動で外部指導者を必要と認めるときは、学校長の許可を得て、そのことを全職員に知らせる。
- (2) 部活動は、顧問教諭の指導のもとに、自主的・自発的に行えるように指導する。
 - ① 学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を必ず設ける。
(平日は水曜、土日はどちらか1日以上。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える)
 - ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養が取れるようにし、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - ③ 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。
 - ④ 休日の活動は、顧問のもとに行う。顧問不在の場合は活動しない。
 - ⑤ 各部活動顧問は学級担任と連絡を密にし、部員の学習・生活態度も把握する。
 - ⑥ 教室を使用する場合は、その部活動顧問がその教室の担任の許可を得て使用する。
 - ⑦ 部活動中、学校内外において所属部員に万一事故が発生した場合、顧問は適切な処置をし、その解決を図る。
 - ⑧ 合宿は保護者の承諾を得て、校長の許可を得て行い、全職員に知らせる。

- ⑨ 「体育館・グラウンド」の配分は関係する部活動顧問の話し合いで決定する。
- ⑩ 部の廃部や新設については、顧問会及び職員会議で審議し、学校長が決定する。
- ⑪ 部活動生の問題行動等による、大会出場停止については、顧問会及び職員会議で審議し、学校長が決定する。
- ⑫ 毎月第3日曜日は「家庭の日」なので大会参加、練習時間を考慮する。
- ⑬ 大会参加は事前に全体職員室前の黒板・ミライムに大会引率計画等を示すこと。平日に行われる大会については参加者一覧を作成すること。
- ⑭ 島外の大会参加や遠征（練習試合・合宿等）については原則として年2回以内とする。
（地区・県総体は含まない）
→ 保護者の負担を軽減するため（年度初めに保護者会を設定し、年間の大会参加について確認する。）
- ⑮ 引退後の三年生の部活動参加について
スポーツ推薦を予定している者、スポーツ推薦または専願での進路が決定している生徒は、顧問の了解を得て活動に参加できる。その他の三年生については、公立高校入試終了期間から修了式までの土日・祝日については顧問の了解を得て参加を認める。（平日の練習は参加できない）三月にお別れ会大会等ある場合は、その旨学校長と協議し参加することを認める。
- ⑯ 体育館の施設等は原則、顧問が行う。
- ⑰ 平日の登下校は制服とする。（朝練習時も） ※但し、天候や練習の状況によっては顧問判断とする。
- ⑱ 校舎内の練習場所について（雨天時）
ピロティや階段の使用については、各部活動で話し合ってお互い譲り合って使う。
- ⑲ 部費の未納者については、原則として大会への参加を見送る。
- ⑳ マネージャーについては、原則として認めない。
- ㉑ 協会主催の大会引率遠征費は、各部活動から旅費を出すことを原則とする。

6 同好会規定（生徒数減少のため部活動の数を増やすことは困難）

- (1) 新しく部を設立し、活動する場合は同好会から活動をはじめることとする。
- (2) 同好会を起す場合、部活動顧問会の話し合いのもと、承認を経て、学校長が許可する。
その際、以下のことを条件とする。
 - ① 顧問が確保できること
 - ② 会員数（活動する人数）が当該種目の試合参加資格人数を満たすこと。
 - ③ 保護者会が発足できること。
- (3) 2の(1)～(3)の条件を満たしても、顧問会の承認を優先とする。
- (4) 2の(1)～(3)の条件のひとつでも満たさなかった場合は、顧問会においてその会の休・廃部について審議し、学校長が決定する。
- (5) 同好会から部活動への承認については、同好会発足後2年間は同好会として活動し、活動実績を作ることとする。
- (6) 5を踏まえ同好会を部活動として認める場合は、顧問会で、活動状況、既存の部活動との練習場所、その他必要事項について審議し、学校長が承認する。
- (7) 同好会の活動については、金久中学校部活動基本方針、部活動規約、心得に準ずる。

この規定を平成22年4月1日より施行する。

7 休部・廃部規定

既存の部活動において、休部・廃部を決定する場合は、部活動顧問会の話し合いのもと承認を得て、学校長が決定する。その際、以下のことを条件とする。

- (1) 当該種目の試合参加資格人数に満たない場合（複数合同チーム可であることを考慮する）
- (2) 新入部員がいなかった場合
- (3) 生徒数の減少により顧問の確保・活動環境など活動継続が難しい場合。

但し、休部・廃部の決定においては次の段階を得て決定していくものとする。

- (1) 次年度より募集を停止すること。（途中休部期間が存在する）
- (2) 募集停止期間を2年とし、廃部の決定を行うこと。